

モバイルWi-Fiルーター貸出が体



モバイルWi-Fiルーターを借りたいときは…

- 以下のいずれかに該当する方に、モバイルWi-Fiルーターを貸し出します。
 - インターネットを利用できる環境が自宅に整備されていない方
 - 自宅の新築、改築、回線工事等で一時的にインターネット環境がなくなる方
 - 自宅のインターネット環境にデータ容量制限があり、インターネットを活用した家庭学習が難しい方
- モバイルWi-Fiルーターの貸し出しは、学習者用端末1台につき1台です。（きょうだいがいる場合は、1人1台になります。）
- 通信料はご家庭での負担となります。（1,500円/月、日割りはできません。）教育委員会から納付書を学校経由でお渡しします。
- データ容量は10GB/月になります。容量を超えた場合は、速度制限がかかります。

申し込みの流れ

- 「**家庭学習のための通信機器借用申請書（様式第1号）**」を学校に提出します。
 - 就学援助を受けておられる方は、同封の「**家庭学習のための通信機器貸与事業の通信費に係る閲覧調査承諾書（様式第3号）**」も併せてご提出ください。
- ↓
- 教育委員会事務局にて審査を行い、貸出の可否が通知されます。貸出が承認されたときは、通知書と併せて納付書、モバイルWi-Fiルーターをお渡しします。
 - ※就学援助を受けておられる方は、通信料は市が負担しますので、納付書はありません。
 - ※生活保護を受給されておられる方は、保護費に通信料が上乗せして支給されますので、納付書でのお支払いをお願いします。
 - 通信料のお支払いは、納付書に記載された金融機関でお願いします。
- ↓
- 家でWi-Fi環境を整備した等の理由で、モバイルWi-Fiルーターの利用を終了するときは、**利用を終了する月の25日まで**に、「**家庭学習のための通信機器貸与異動（変更）届出書（様式第5号）**」を学校へ提出してください。

ご確認ください



モバイルWi-Fiルーターの取り扱いについて

- モバイルWi-Fiルーターは精密機器ですので、丁寧な取り扱いをお願いします。
- 故意または過失により、モバイルWi-Fiルーターを破損、故障、紛失したときは、修理や代替品の購入にかかる費用を負担いただきます。
- 貸し出されたモバイルWi-Fiルーターを他の人に貸したり、譲渡したりしないでください。
- モバイルWi-Fiルーターを家庭学習以外の用途に使用することはできません。

モバイルWi-Fiルーターを破損・紛失したときは…

- ただちに教育委員会事務局へご連絡いただいたうえで、「**家庭学習のための通信機器破損・紛失届（様式第4号）**」を学校へ提出してください。
- 紛失した場合は、その旨を警察に届け出たことを証明する書面の写しを添付してください。

貸出の決定の取り消しについて

- 以下に該当した場合、貸し出しの決定を取り消すことがあります。
 - 貸し出しの要件に該当しないことが判明したとき。
 - 通信費を納期限までに納入せず、督促を行っても通信費の納入がないとき。
 - モバイルWi-Fiルーターの不適切な利用があったと認められるとき。

申請様式

各種申請様式は、彦根市ホームページにあります。
ダウンロードしてご利用ください。

https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/kyoiku_iinkai/gakko_ict/hikonesigigaschool/18556.html



問い合わせ先

彦根市教育委員会事務局 学校ICT推進課 TEL：0749-24-7975